

まちなかの民有樹林の保全

保全が望ましい比較的小規模なまちなかの民有樹林について、現在の保全施策を継続しつつ、さらに多様な手法を活用してまちなかの民有樹林の保全を推進していきます。

1) 緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全【改善】

比較的小規模でも保全に値する民有樹林について、現行の「沿道斜面緑化補助制度」や「保存植物等補助制度」を引き続き推進していきます。

その他、法や条例等に基づく許可による行為制限や税の優遇、届出や緑地所有者と協定を結ぶことなどによる、民有樹林の保全を支援する新たなしくみの適用を検討していきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ①沿道斜面緑化補助制度＜対象：みどりの協定の締結に基づく沿道斜面緑地＞【既存施策】
（多摩市沿道斜面地のみどりの保存及び緑化の推進に関する補助金交付要綱）
 - ・沿道斜面地のみどりの保存及び緑化のために、その所有者とみどりの協定を結び、必要な助成を行う制度です。
- ②保存植物等補助制度＜対象：指定基準を満たした樹林・樹木・生垣・草花＞【既存施策】
（多摩のみどりの保全及び育成に関する条例施行規則）
 - ・みどりの保護と育成を図るため、樹林、樹木、草花、生垣等の保存植物等の指定基準を定めており、その基準を満たしたみどりに対する保全活動等に助成する制度です。
- ③地区計画等の活用による緑地の保全（都市計画法）【新規施策】
 - ・屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、行為制限を伴い現状凍結的に保全する制度です。
- ④市民緑地制度（都市緑地法）【新規施策】
 - ・300㎡以上の樹林地や人工地盤等の所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地を保全するとともに公開し、市民に親しんでいただく制度です。（都市緑地法第55条）
 - ・土地所有者の管理負担の軽減や優遇税制により土地の所有コストを軽減できます。
- ⑤緑地協定制（都市緑地法）【新規施策】
 - ・土地所有者等との合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の自らの協力により、良好な環境を維持していく制度です。（都市緑地法第45条、第54条）
- ⑥環境軸
 - ・河川や斜面樹林地等のみどりの軸と周辺の民有樹林や緑地等のみどりを組合わせ、広がりや厚みのあるみどりを創出する制度です。

2) その他の手法によるまちなかの民有樹林の保全【改善】

みどりの保全に向けた新たな財源の確保としての、公益信託や社会貢献寄付信託など信託制度の活用などについて検討を進めていきます。

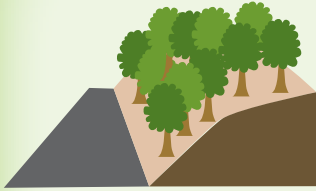
■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・みどりの市民ファンドの創設など新たな財源確保の検討

●多様な手法によるまちなかの民有樹林の保全

■現状の民有樹林の保全制度

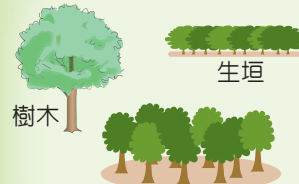
①沿道斜面緑化補助制度



沿道斜面地の樹林地等

みどりの協定を
市と締結した所
有者等の自主的
な保全活動に対
し助成する制度

②保存植物等補助制度



樹木
生垣
樹林（500 m²以上）
健全で美観上優れたみどり

一定の指定基準を
満たしたみどりに
対し、標識の設置
や保全活動に対し
助成する制度

上記制度の継続と、多様な手法によるさらなる民有樹林の保全を推進します。

■緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全例

③地区計画等の活用



地域住民等により、
地区特性に応じた
きめ細かなまちの
ルールに、みどりの
保全を定める

④市民緑地制度



所有者と市等が契
約を締結し、市民
が利用できる緑地
や緑化施設を公開
する制度

⑤緑地協定制



良好な環境を維持し
たい住宅地等

土地所有者等の合
意によって緑地の
保全や緑化に関す
る協定を締結し、
良好な環境を維持
する制度

■その他の手法による民有樹林の保全例

信託を活用したみどりの保全等

これらの制度等から、それぞれの地域特性に応じたみどりの保全策を展開していきます。

●民有樹林の保全制度

■沿道斜面緑化補助制度

斜面地のみどりの保存及び緑化を図り、みどりのある都市環境及び都市景観の保持と創出を推進するとともに自然の保護と回復を図るために、沿道斜面地のみどりを有するものと「みどりの協定」を結び、必要な助成を行う制度

目 的	沿道斜面地に樹木草花等のみどりを有する方の維持管理支援のため
対 象	ニュータウン地区市道各幹線及び各号線、またはニュータウン地区各都道に接する斜面地（表面積が 500 平方メートル以上）の所有者
条 件	市とみどりの協定を締結 ＜みどりの協定＞ ・協定の期間は 10 年間 ・所有者が複数の場合は、その 2/3 の同意が必要
助 成	沿道斜面地のみどりの保存及び緑化のために行う樹木の剪定、施肥、病虫害の防除、草刈等の維持管理への補助
補助実績 (23 年度)	34 団体、107, 793 m ²

みどりの協定斜面地の例



■保存植物等補助制度

みどりの保護と育成を図るため、樹林、樹木、草花、生垣等の保存植物等の指定基準を定めており、その基準を満たしたみどりに対する保全活動等に助成する制度

目 的	みどりの保存と育成を図るため、樹林、樹木、草花等の保存支援のため						
対 象	一定の基準を満たす樹林、樹木、草花、生垣の所有者						
条 件	多摩すみどりの保全及び育成に関する条例、施行規則に定められた基準を満たすもの 樹林：樹木の所存する土地の面積が 500 ㎡以上であるもの 樹木：1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上であるもの 高さが 12m 以上であるもの 株立した樹木の高さが 3m 以上のもの はん登性樹木で枝葉の面積が 25 ㎡以上であるもの 草花：草花の所在する土地面積が 100 ㎡以上あるもの 生垣：生垣をなす樹林については、社会通念上、垣根として使用されるものであって、少なくとも年 1 回は、剪定等の管理がなされ、生垣の長さが 20m 以上あるもの						
助 成	維持管理への補助						
補助実績 (23 年度)	樹林：49,539 ㎡ 樹木：105 本 生垣：81 件 <table border="1"> <tr> <td>20m 以上 50m 未満</td><td>42 件</td></tr> <tr> <td>50m 以上 100m 未満</td><td>19 件</td></tr> <tr> <td>100m 以上</td><td>20 件</td></tr> </table>	20m 以上 50m 未満	42 件	50m 以上 100m 未満	19 件	100m 以上	20 件
20m 以上 50m 未満	42 件						
50m 以上 100m 未満	19 件						
100m 以上	20 件						

保存樹林・保存樹木の例



「みどりの拠点」内の生産緑地地区は、農作物の生産の場であるとともに、地域の風景をつくり、生物多様性の確保等にも寄与しています。そのため、周辺の樹林地と一体的に里山環境の保全・活用を推進していきます。

1) 「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用方策の検討【改善】

水田や畑等の農地は、農作物を栽培、供給するだけでなく、環境保全、レクリエーション、教育、福祉、健康等へ寄与する役割も持っています。そのため、生産緑地地区では、農地の保全や営農支援等を推進し、また体験農園や観光農園などの活用展開も進めていきます。特に「みどりの拠点」内の生産緑地地区では、必要に応じコスト等を十分勘案し、公有地化を検討していきます。

東京都の「農の風景育成地区」※へ位置づけを検討している生産緑地地区は、良好な農の風景の持続的な維持向上を図るため、農業振興施策とも連携を図りながら、周辺樹林地と一体となった農地の活用を推進していきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・周辺緑地との一体的保全活用
- ・農業者への営農支援や地産地消の推進
- ・必要に応じ、コスト等を十分勘案し、公有地化を検討
- ・様々な農の担い手の育成
- ・生産緑地の生産物の販売や活用プロモーション支援
- ・体験農園や観光農園、イベント等による農にふれる機会の推進 など

※ 農の風景育成地区（東京都）

都市部の比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、区市町が、将来にわたり風景を保全、育成するとともに、都市環境の保全、レクリエーション、防災等の緑地機能を持つ空間として確保するものです。多摩市が東京都に申請し指定されるものです。

現在、多摩市では以下の1箇所を候補地としています。

- ・関戸地区（6.6ha 原峰公園含む）

具体的取組みとしては、

- ・地域内の緑地や農地の保全・活用・連携方針の策定
- ・生産緑地の生産物を地域の食・学に有効活用
- ・地区に含まれる屋敷林・社寺林・平地林を特別緑地保全地区に指定 など

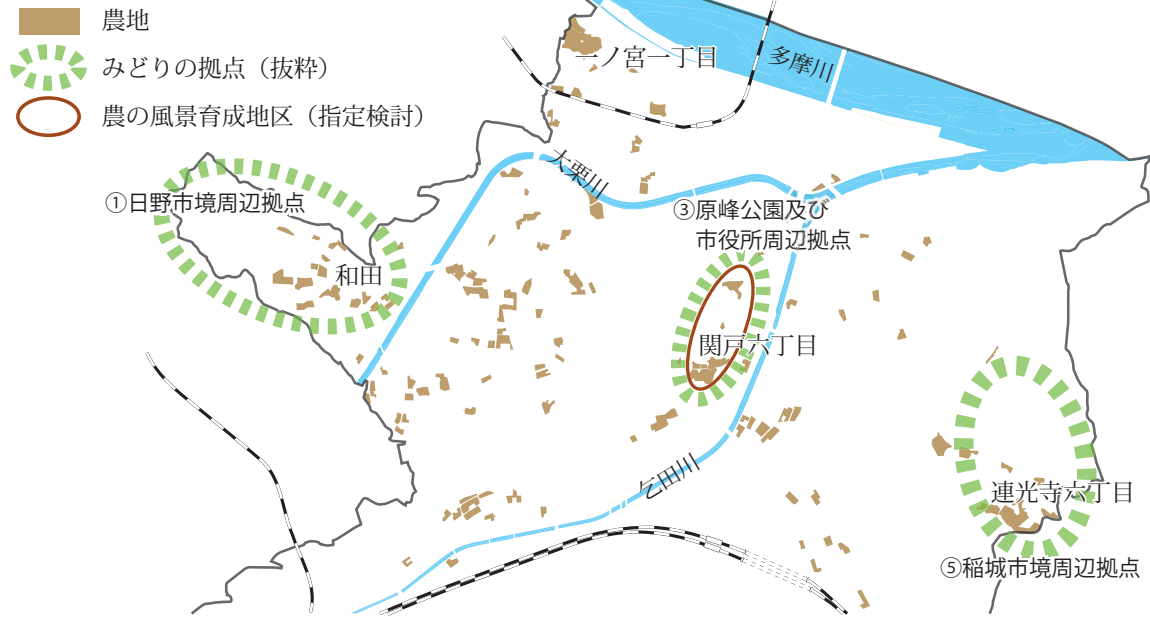
2) その他の生産緑地の保全活用方策の検討【改善】

みどりの拠点以外の地域の良好な景観形成に寄与している生産緑地についても、生産物の販売や活用プロモーション支援や、体験農園としての活用など、保全活用を推進していきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・農業者への営農支援や地産地消の推進
- ・様々な農の担い手の育成
- ・生産緑地の生産物の販売や活用プロモーション支援
- ・体験農園や観光農園、イベント等による農にふれる機会の推進 など

●生産緑地地区の保全・活用に向けて



「みどりの拠点」内の生産緑地地区



関戸六丁目生産緑地地区



和田の生産緑地地区

その他の生産緑地地区



一ノ宮一丁目の生産緑地地区

里地里山※環境の保全活用に向けて

保全・活用のための位置づけの強化
→東京都「農の風景育成地区制度」の指定検討

〈保全活用の取り組みの実施イメージ〉

樹林と農地の一体
利用による活動

体験型市民農園の設置

生産物の直売所の
設置や生産物を使
用した料理イベン
トの開催

地元の生産物
の小学校給食
での活用

樹林と農地のリサイクル
循環利用（落ち葉の肥料
化、木材の活用等）

地元の生産物の
PR

※里地里山とは

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。（環境省 HP より）

水環境の維持・保全

市内の湧水や水路などの、みどりと一体となった水環境の保全や環境改善を推進します。

また、公園緑地の池やせせらぎについては、市民の憩い空間となるよう維持改善を図っていきます。

1) 湧水や農地等の水路の保全【改善】

市内の貴重な湧水（大谷戸公園湧水及びからきだの道内の寺ノ入湧水）については、その周辺の環境も含めた一体的な整備が終了し、その環境の保全を図っています。その他、里山空間においてみどりと調和した水路空間は、その水辺環境を維持していきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・水源となる周辺環境の維持保全
- ・水質や湧水量のモニタリング
- ・市民参加による生物の把握とデータバンク化

2) 公園緑地の池やせせらぎの維持改善【改善】

公園緑地内の池やせせらぎは、市民の憩いの場や良好な都市景観として維持されるよう、継続的な維持管理を行います。池の水質環境にも注視し必要に応じて改善を図ります。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・水質のモニタリングや定期清掃
- ・外来生物への対応
- ・市民参加による生物の把握とデータバンク化

3) 乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善【継続】

乞田川や大栗川については、河川環境の状況のモニタリングを行っていきます。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・水質のモニタリング調査
- ・多摩市水辺の楽校による魚類の調査（年2回）や清掃活動
- ・市民団体等と連携した水生生物の把握とデータバンク化
- ・市民団体による水辺の清掃活動支援
- ・パトロール等による水質汚濁防止の啓発
- ・東京都への河川環境改善に関する要望

●水環境の維持と保全に向けて

多摩市の主な水環境

■湧水や農地等の水路



寺ノ入の湧水（からきだの道）



一ノ宮生産緑地区の水路



小野神社前の水路

■公園緑地の池やせせらぎ



中沢池公園内の池



中沢池公園の流れ



多摩中央公園の池

■乞田川や大栗川等の河川



大栗川



乞田川



多摩川と大栗川の合流部

維持・保全の取組みの実施イメージ



水質のモニタリング



外来生物への対応



川辺の清掃活動



市民団体等と連携した
水生生物の把握と
データバンク化

水質汚濁防止や
環境美化のための
パトロール



A
保全確保

B
育成管理

C
創出再生

D
普及啓発

周辺自治体との広域連携の推進

生物多様性に配慮したみどりのネットワークを構築するためには、市内のみどりのみでなく、周辺自治体との連携をふまえた広域ネットワークを構築することが重要です。そのため、多摩丘陵の一翼を担う多摩市は、周辺自治体との積極的な連携を推進していきます。

1) 周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用【新規】

多摩市では周辺自治体との連携として、多摩丘陵及び三浦丘陵に関係する 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議^{※1}」に平成 18 年度より参画し、緑と水景に関する広域的な「保全・再生・創出・活用」の取組みを進めています。また、東京都と関係区市町村で策定した、特に減少傾向にある民有地の既存のみどりを計画的に確保する方針を示す「緑確保の総合的な方針」に基づく取組みや、日野市境の既存樹林の保全など近隣自治体との連携も進めています。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・緑確保の総合的な方針（H 22）に基づく取組み
- ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加
- ・周辺自治体と連携した樹林地の保全

2) 市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり【新規】

上記、広域的連携に配慮したみどりを保全するのみでなく、市民が市域を越えてみどりを楽しめる遊歩道ネットワークの構築を図るなど、多様な活用方策の検討を行う。

■主な取組み（事業や制度、手法等）

- ・周辺自治体と連携した遊歩道ネットワークづくりやイベントの実施

※ 1 多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議とは

本会議は、相模湖周辺や多摩地域から三浦半島までの連続的な丘陵地を「多摩・三浦丘陵ゾーン」として捉え、関係する 13 自治体による緑の保全・再生・活用等の連携に向けて、2006 年に発足しました。

各自治体では、これまでも独自の緑地保全施策を展開し、一定の成果をあげてきました。今後はより広域的な連携という視点で施策を展開する必要があることから、『みどりはつなぎ手』という基本理念のもとに、共通して実践できる様々な連携的取組みを推進しています。その一例が、2009 年のシンポジウムで発表した「緑と水景の広域連携トレイル構想^{※2}」です。「緑と水景の広域連携トレイル」とは、市域を超えた広域的な「多摩・三浦丘陵」の緑や水景のつながりとともに、散策できるコース構想で、多くの市民の皆様に自然環境の魅力を発信できるものと期待し、具体化を進めています。

※ 2 広域連携トレイルにおける多摩市の位置づけ

多摩市は、「鶴見川源流～百草園連携軸（尾根道と多摩川を巡る環）」に位置づけられており、周辺自治体と連携した緑と水景の環を形成しています。多摩市のみどりの軸の「よこやまの道広域連携軸」、「連光寺崖線等連携軸」がこのトレイルに該当します。

●周辺自治体との広域連携をめざした取り組み例

周辺自治体との広域連携に向けて

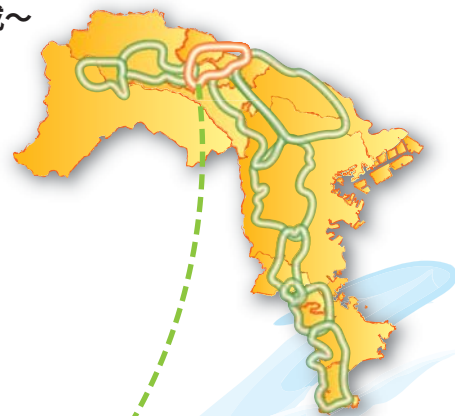
～ 13 自治体による多摩・三浦丘陵広域連携トレイルの形成～

■多摩・三浦丘陵広域連携トレイルとは

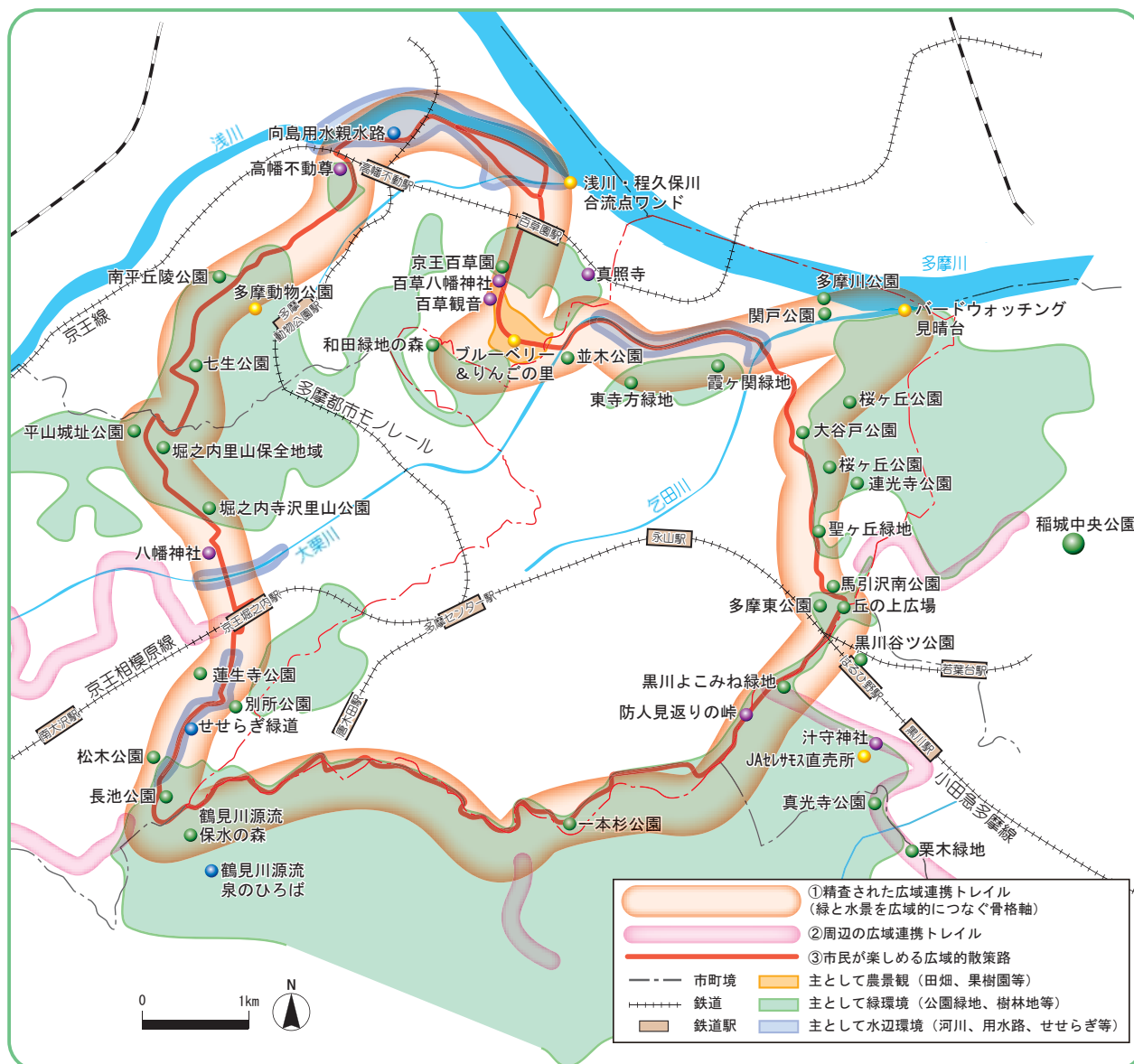
広域連携会議では、13 自治体の緑と水景の広域連携の具現化の一つとして、各自治体が位置づけている緑と水景の拠点やネットワークを広域的につなぐと共に、実際に市民がその緑や水景にふれあえる既存の遊歩道やハイキングルート、砂浜などを広域的につなぎ、「広域連携トレイル」と称して広域的な水と緑のネットワークを設定しています。そのネットワークを地域特性にあわせた 10 の環を設定し、現在、その具体化を進めています。

■多摩市の関連する広域連携トレイルの環は・・・

尾根道と多摩川を巡る環（鶴見川源流～百草園連携軸）



多摩・三浦丘陵広域連携トレイルイメージ



多摩市関連の広域連携トレイル図（出典：多摩三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議資料）

A
保全確保

B
育成管理

C
創出再生

D
普及啓発